

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡市経済局商工部商業労政課及び清水区地域総務課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡市経済局商工部商業労政課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

平成19年2月13日

静岡市長 小嶋 善吉

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
エスパルスドリームプラザ新館  
静岡市清水区港町一丁目405番1外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
鈴与株式会社 静岡市清水区入船町11番1号 代表取締役 鈴木與平
- 3 変更をした事項  
大規模小売店舗の名称  

変更前	変更後
(仮称) エスパルスドリームプラザ新館	エスパルスドリームプラザ新館
- 4 変更をした年月日  
平成18年6月23日
- 5 届出年月日  
平成19年2月7日

